

上越市教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
教 育 機 関

上越市教育委員会事務決裁規程及び上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を次のように定め、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月26日提出

上越市教育委員会教育長 早 川 義 裕

上越市教育委員会事務決裁規程及び上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

(上越市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 上越市教育委員会事務決裁規程（昭和47年上越市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「事務局及び教育機関の参事」を「組織規則第23条第1項に規定する課参事」に改め、同条第15号中「上席学芸員及び上席栄養士長、」を「、上席学芸員、上席栄養士長及び」に改める。

別表第2地域クラブ活動推進室の項中「文化活動」を「文化芸術活動」に改め、同表スポーツ推進課の項中「3 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化に関する事務を処理すること。」を削る。

(上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第2条 上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程（平成28年上越市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項職の欄中「及び分室長（浦川原区、柿崎区及び板倉区の分室長に限る）」を「、分室長（浦川原区、柿崎区及び板倉区の分室長に限る。）及び参事（上越市教育委員会組織規則（昭和46年上越市教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）第23条第1項に規定する部参事に限る）」に改め、同表2の項職の欄中「中央公民館の館長を除く」を「上越市立高田図書館、上越市立歴史博物館及び小林古径記念美術館に限る」に、「及び統括学芸員」を「（組織規則第23条第1項に規定する部参事を除く。）、統括学芸員及び統括栄養士長」に改め、同表3の項職の欄中「中央公民館」を「市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ、中央公民館及び直江津学びの交流館」に改め、同表4の項職の欄中「規定する」の次に「副参事、」を加える。